

佐 藤 司法書士 合同事務所
社会保険労務士

特定社会保険労務士 佐 藤 美 紀

はじめに

「働くあなたの力に」 をモットーに仕事をしています。

どこの職場にもトラブルや悩みがありますが、未然に防ぐための「ご相談」とお互いの「対話」で多くが解決します。

社労士は人事・労務の専門家。社長さんと従業員さんの橋渡しとなり、活力溢れる職場作りをお手伝いします。

業務内容

- * 労働保険、社会保険など関係法にもとづく届出書等の作成提出業務
 - ・会社設立時の新規適用届け
 - ・従業員さんの資格取得・喪失届、月額変更届、各給付金申請など
 - ・労働保険年度更新、社会保険算定基礎届、賞与支払届など
 - ・労災保険手続き
 - ・就業規則、36協定届など作成運用アドバイス
- * 人事労務のご相談業務
 - ・労働時間管理、昇給時や賃金見直し時ののアドバイス
 - ・法律改正の情報提供、アドバイス
 - ・助成金の相談、申請
 - ・従業員さんからのご相談窓口
- * 労働紛争解決のためのあっせん代理業務
- * 司法書士業務
 - ・会社の各種登記
 - ・不動産取得時等の登記
 - ・成年後見制度のご相談
 - ・相続・遺言等ご相談
- * その他業務
 - ・お客様からのクレーム対応やシステム作り
 - ・ネット販売等販路拡大に関わる法的相談

料金体系

* 顧問契約 (人数は役員、パート等を含みます) /月

9人以下	15,000円
10人～19人	25,000円
20人～29人	30,000円
30人～39人	40,000円
40人～49人	45,000円
50人～70人	50,000円
70人以上	別途ご相談

顧問契約に含まれるもの

- ① 労働保険年度更新
- ② 社会保険算定基礎届
- ③ 従業員さんの労働保険、社会保険の手続き
- ④ 人事、労務のご相談
- ⑤ 法律改正の情報提供と実務相談 (実際に書類作成・システム作成等は別途になります)
- ⑥ 従業員さんからのご相談対応
- ⑦ お客様からのクレーム対応相談

* スポット契約

	スポット契約	顧問契約のお客様
就業規則作成	200,000円	150,000円
就業規則変更	100,000円～	50,000円
法律改正による変更		25,000円

各種規定 (労使協定、社内規定など)	25,000円～
助成金手続き	支給決定額の10%
関係法令にもとづく初手続	15,000円～
年度更新・算定基礎届	30,000円～10人以上は加算
新規適用手続き (10人以上は加算)	
労働保険	50,000円
社会保険	50,000円

* その他、司法書士業務、コンサルタント業務等については別途ご相談いたします。